

平成 27 年度市民参加対象事項の取組予定に対する  
安城市市民参加推進評価会議の評価結果について（案）

1 市民参加推進評価会議について

市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的に関わり、行動するため、平成 23 年に安城市民参加推進条例（以下「条例」といいます。）を施行しました。

市民参加推進評価会議（以下「評価会議」といいます。）は、条例の運用、市民参加の実施状況の評価、市民参加の推進評価などを行うため設置されたものです。委員は、2 年間の任期で、14 名のメンバーで構成されています。

	氏 名	職 名	区 分
会長	鳥居 保	安城市町内会長 連絡協議会会長	公共的団体
副会長	大野 裕史	NPO 法人愛知ネット 副理事長	市民団体
委員	池端 伸二	市民代表	市民公募
〃	石川 政子	市民代表	
〃	岡田 実好	市民代表	
〃	小鹿 登美	市民代表	
〃	昇 秀樹	名城大学教授	学識経験者
〃	北村 新子	さんかく 21・安城会長	市民団体
〃	草苺 玲子	安城生涯学習まちづくり企画人代表	
〃	小森 義史	あんねっと会長	
〃	古瀨 利枝子	NPO 法人安城まちの 学校事務局長	
〃	神谷 啓介	一般社団法人 安城青年会議所理事長	公共的団体
〃	柴田 由美	アイシン・エイ・ダブリュ株式会社 人 材開発本部 総務部 社会貢献グループ グループマネージャー	企業
〃	山内 正幸	碧海信用金庫 常務理事	

## 2 市民参加の対象

条例第6条で次の4項目を市民参加の対象としています。

- (1) 条例の制定または改廃
- (2) 計画の策定または変更
- (3) 制度の導入または改廃
- (4) 公共施設の設置に係る計画等の策定または変更

## 3 市民参加の手段

市が市民参加を求める場合は、意思決定前の適切な時期に、対象事項の内容を考慮して次に掲げる項目の1以上の方法により行うこととしています。

- (1) 審議会等（市民が参加する合議制の会議）
- (2) パブリックコメント
- (3) 市民説明会
- (4) ワークショップ

## 4 評価結果

平成27年度に市が取り組む予定の市民参加対象事項について、次の評価基準を基に評価会議としての評価をしました。結果は次のとおりです。

《評価基準》

- (1) 市民参加の手法の組み合わせは十分か
- (2) 市民参加の回数等は十分か
- (3) 工夫しているか

No.	対象事項	基準	評価結果			担当課
1	次期総合計画の策定	(1)	十分である			企画政策課
		(2)	おおむね十分である			
		(3)	おおむね十分である			
2	安城市データヘルス計画の策定	(1)	十分でない			国保年金課
		(2)	おおむね十分である			
		(3)	十分である			
3	安城市環境基本計画の見直し	(1)	8	5	0	環境首都推進課
		(2)	7	6	0	
		(3)	9	4	0	
4	開発等事業に関する手続条例（仮称）の制定	(1)	4	5	4	建築課
		(2)	3	6	4	
		(3)	4	6	3	
	安城市地域公共交通網形	(1)	2	6	5	

5	成計画策定	(2)	1	7	5	都市計画課
		(3)	0	7	6	
6	(仮) 明治本町公園基本計画策定	(1)	5	6	2	公園緑地課
		(2)	5	7	1	
		(3)	5	8	0	
7	第3次安城市生涯学習推進計画の策定	(1)	7	5	1	生涯学習課
		(2)	7	4	2	
		(3)	4	7	2	
8	第2次安城市スポーツ振興計画の策定	(1)	6	6	1	スポーツ課
		(2)	6	6	1	
		(3)	5	7	1	

※1名の委員は棄権しています。

## 5 対象事項への意見等

対象事項名	1 次期総合計画の策定 【企画政策課】
事業の概要	安城市自治基本条例第20条に基づき、次期安城市総合計画を策定する。
意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメントの意見が反映されることが望ましい。</li> <li>審議会委員の交代が計画策定の途中であるが、継続性が途切れないよう工夫してほしい。</li> <li>まちづくりディスカッションでの意見を効果的に反映してほしい。</li> <li>無作為抽出市民の構成で検証ができるのか。活用するための工夫が必要である。</li> <li>市が原案を作り、審議会、パブリックコメント等を通じて市民から意見を聞くという従来型の市民参加ではなく、素案策定前の段階から3,000人のアンケート、市民ディスカッション等を組み入れてあり、良く工夫されている。但し、今少し市民全般への意識の掘り起こしに取り組み、基本構想から自らの問題として考える市民の育成に工夫するとさらに良い。</li> <li>総合計画素案の検証を無作為抽出市民で実施するという市民参加の手法を採用されていることは良い試みであるため、是非実施してほしい。</li> <li>すでに市民公募委員が4人登用されているが、市の重要施策のため、市民公募委員を増やすよう検討してほしい。</li> <li>市民によるディスカッションが市政に反映されやすい位置づけで実施されることは良いと思うため、平成27年度も引き続き実施してほしい。</li> </ul>

対象事項名	2 安城市データヘルス計画の策定 【国保年金課】
事業の概要	「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、国保加入者の医療データや健診データを保健事業に活用するための計画を策定する。
意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議の回数を妥当な回数実施するべき。1回の開催であるならば、1回の開催で十分策定できるよう充実した協議会の持ち方が必要である。</li> <li>・ 市民の声を多く聞くために、アンケート等、会議以外の方法を検討した方が良い。</li> <li>・ 健康課題に応じた事業選定には幅広い市民の関心と意見が必要なため、工夫をして意見収集をしてほしい。</li> <li>・ 個人データを活用するのであれば、データ活用の目的、事業内容などを市民に対して説明する必要がある。</li> <li>・ 審議会を構成する委員に公募委員を増やすべき。</li> <li>・ 実際に健康づくりの取り組みを実施している方の意見を取り入れるべき。</li> </ul>

対象事項名	3 安城市環境基本計画の見直し 【環境首都推進課】
事業の概要	安城市環境基本計画は、平成13年3月に策定。内容については、5年を目処に定期的な見直しを行うこととしている。現行計画は、平成18年3月、及び同23年3月に改定を実施。現計画の改定後5年を経過する平成27年度末（平成28年3月）までに、計画の見直しを行う。
意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議会は公開するべき。</li> </ul>

対象事項名	4 開発等事業に関する手続条例（仮称）の制定 【建築課】
事業の概要	開発等事業に関する手続きに関する必要な事項を定め、市民・事業者・市の協働による住みよいまちづくりを推進する。
意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協働による住みよいまちづくりを推進するのであれば、一般市民が参画できるワークショップを検討してほしい。</li> <li>・ パブリックコメントでの工夫がウェブサイトのみになっているため、デジタル難民の方への工夫も検討してほしい。</li> </ul>

対象事項名	5 安城市地域公共交通網形成計画策定 【都市計画課】
事業の概要	安城市における公共交通のあり方を検討し、コンパクトなまちづくりと連携し、持続可能な地域公共交通ネットワーク計画を策定する。
意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民説明会やワークショップなどを実施してほしい。</li> <li>・市民公募委員を登用すべきである。</li> <li>・高齢者など広く市民から意見をもらえるような方法を講じてほしい。</li> <li>・公共交通網を必要とする人々こそ声を上げる方法を持たないように感じる。委員の選定に工夫を凝らしてほしい。</li> </ul>

対象事項名	6 (仮) 明治本町公園基本計画策定 【公園緑地課】
事業の概要	明治本町地内へ新規公園を建設するにあたり、地元住民と公園の基本計画図（構想図）を策定する。
意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園利用住民の声を最大限に活用することが重要であるため、市民説明会が必要。</li> <li>・かわら版を作成するところに工夫が感じられるため、ぜひ実施してほしい。</li> <li>・ワークショップの参加者は、公園周辺住民だけでなく、公募してほしい。</li> <li>・高齢者が集まりがちなので、参加者の集め方に工夫をしてほしい。</li> <li>・ワークショップを準備する段階から参画する市民と一緒に運営企画をしてほしい。</li> <li>・巾広く多くの市民が参加できるように、ワークショップの人数を増やしてほしい。</li> </ul>

対象事項名	7 第3次安城市生涯学習推進計画の策定 【生涯学習課】
事業の概要	現計画（第2次）の後継計画として、より良い生涯学習の環境を整えるため、第3次安城市生涯学習推進計画を策定する（当初は、平成26年度に策定完了予定であったが、精査を必要とする内容が生じたため、策定が1年間延期となった）。
意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民公募2人以外は全て社会教育委員で構成されているため、社会教育分野以外の他分野の委員構成も検討してほしい。</li> <li>・意見が出しやすいように工夫されているため、今後も引き続き継続してほしい。</li> <li>・パブリックコメントで若者の意見を取り入れられる工夫をしてほし</li> </ul>

	<p>い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会委員の構成で、市民公募2人は少ないため、公募委員を増やすべき。</li> </ul>
--	---

対象事項名	8 第2次安城市スポーツ振興計画の策定 【スポーツ課】
事業の概要	市民のスポーツ振興を図るため、第2次スポーツ振興計画を策定する。
意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際にスポーツ施設を利用している人の意見も反映できるように工夫してほしい。</li> <li>・市民活動団体と協働して、スポーツイベント実施などし、市民へ直接PRするよう検討してほしい。</li> <li>・審議会委員の構成で、市民公募3人は少ないため、増やすべき。</li> </ul>

## 5 市民参加の推進全般に関するご意見等

<ul style="list-style-type: none"> <li>・何年かにわたり市民参加を実施する対象事項もあり、単年度だけの評価は難しいが、全体としてはうまく運営されていると考える。</li> <li>・委員になるためには、事前学習や事前準備が必要なため、市民公募委員募集に対する年間の予定を3月の広報に出してはどうか。</li> <li>・市民参加に関する情報を簡単に引き出せるように、安城市の公式ウェブサイトを見やすくしてほしい。</li> <li>・市民参加を必要とする度合いが各対象事項の担当から提示されると評価の基準になるように思う。</li> <li>・フォーラム2回で（例）60人参加→30人×2回 or 60人×2回 など分かりにくい ため、実数かのべ人数かを明確に記載するべき</li> <li>・市民公募は、多様な市民の意見が聞けることに意味があるため、同じ人が重ならないことが望ましいと考える。そのため、2会議までとするのはどうか。また、公募が少ないのは、広報の仕方に問題があると思うので、創意工夫してほしい。</li> <li>・まだまだ市民参加に対する市民自体の理解不足で、今の市民参加を促す手法では、成果が上がらないように見受けられる。そこで、楽しく気兼ねなく多くの人が意見を言えるワールドカフェ的なものを恒常的に持ち、様々な人が、このまちの課題を語り合う場ができたらと考える。</li> <li>・他市の活動事例をもとに（例）ガイドラインを作れないか。</li> <li>・市民のニーズを集め、行政側からのシーズも盛り込み、シーズ※1とニーズとを合わせたものを作っていくことが重要。しかしながら、審議会やパブリックコメントという手法だけでは、市民のニーズを十分に把握することは難しいと思う。市民が自分ごととしてまちづくりに参画するには、市民説明会をスタートポイントとしてワークショップが開催できるとよいと考える。</li> </ul>
--

- ・説明会の中で、中核になってくれる市民委員を抽出し、その方々といっしょになってワークショップを企画することで、市民委員の本気度が上がると考える。そうすることで、結果的に市民の皆さんが納得するものが出来上がり、結果的に行政側の負担・負荷も軽減できると考える。
- ・計画素案の検証を無作為抽出市民で実施するという市民参加の手法を採用されていることは良い試みであることから、有効であることが確認できましたら、「市民参加条例」にも反映してほしい。
- ・審議会等の情報を周知する際に、ウェブサイトだけでは見ていない人もいるため、広報あじょうなどの他の媒体による周知を検討すべき。
- ・パブリックコメントは、意見提出までには30日間しかないことが多く、募集があることを知ったときには締切までに時間がないことが多い。そのため、facebook や twitterなどで募集開始日などの事前予告があるとパブリックコメントに応募しやすくなる。
- ・もっとわかりやすい言葉で読みやすくなれば良いと思う。
- ・市民参加に熱心な部署とそうでない部署の差が大きいように感じる。
- ・各計画のステークホルダー※2は誰か等を記載する必要がある。
- ・策定委員会で計画を策定する場合と、審議会で策定する場合があるが、これでは策定委員会で計画を策定（P）したあとのDCAをどこの機関で実施しているか分からない。そのため市民に対して説明をする必要がある。

- ※1 顧客の求めるニーズ（needs）に対して、企業が新しく開発、提供する特別の技術や材料のこと。すなわち、お客様が「こんなものを欲しい」と思うのがニーズ、企業が「こんなものを提供したい」と思うのがシーズとすることができる。
- ※2 企業・行政・NPO等の利害と行動に直接・間接的な利害関係を有する者を指す。日本語では利害関係者という。具体的には、消費者（顧客）、従業員、株主、債権者、仕入先、得意先、地域社会、行政機関など。